

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第25号

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 秋田市河辺赤平農業集落排水施設の項および秋田市河辺下三内農業集落排水施設の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の秋田市農業集落排水施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（秋田市河辺赤平農業集落排水施設および秋田市河辺下三内農業集落排水施設に係るものに限る。）は、秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日に秋田市農業集落排水施設（秋田市河辺赤平農業集落排水施設および秋田市河辺下三内農業集落排水施設に限る。）を使用していた者で施行日以後引き続き公共下水道として使用しているもの（水道水を使用しているものに限る。）に係る施行日から施行日以後初めて汚水量の算定を行う日までの期間については、施行日以後引き続き秋田市農業集落排水施設を使用しているものとみなして使用料を算定する。